

平成 29 年 9 月 19 日（火曜日）

平成 28 年度決算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

平成28年度決算審査特別委員会会議録第1号

平成29年9月19日（火曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（14名）

委員長	後藤清喜君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	山内昇一君	菅原辰雄君
	西條栄福君	三浦清人君

欠席委員（1名）

山内孝樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知広君
会計管理者兼出納室長	三浦清隆君
総務課長	高橋一清君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監	橋本貴宏君
管財課長	佐藤正文君
町民税務課長	阿部明広君
保健福祉課長	三浦浩君

環 境 対 策 課 長	佐 藤	和 則 君
農 林 水 産 課 長	及 川	明 君
商 工 觀 光 課 長	佐 藤	宏 明 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建設課技術參事 (漁港・漁集事業担当)	田 中	剛 君
危 機 管 理 課 長	村 田	保 幸 君
復 興 推 進 課 長	男 澤	知 樹 君
総 合 支 所 長	阿 部	修 治 君
南三陸病院事務長	佐々木	三 郎 君
上下水道事業所長	糟 谷	克 吉 君
總 務 課 長 補 佐	大 森	隆 市 君
總務課主幹兼財政係長	佐々木	一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤	達 朗 君
教 育 総 務 課 長	菅 原	義 明 君
生 涯 学 習 課 長	三 浦	勝 美 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤	孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	高 橋	一 清 君
-------	-----	-------

農業委員会部局

事 務 局 長	及 川	明 君
---------	-----	-----

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤	孝 志
總 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	小 野	寛 和

午前11時04分 開会

○事務局長（佐藤孝志君） 南三陸町委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長がともにおりませんので、年長である委員が座長となり、委員長の選任まで、その職務をとり行うことになります。

本日の出席委員における年長委員は、阿部 建委員になりますので、よろしくお願ひいたします。

○年長委員（阿部 建君） ただいまより、平成28年度決算審査特別委員会を開催いたします。

南三陸町委員会条例第9条第2項の規定により、委員長、副委員長がともにおりませんので、年長である私が、委員長の選任まで、その職務をとり行います。よろしくご協力願います。

それでは、「委員長の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の選任の方法はどのように行いますか、発言を求めます。

○菅原辰雄委員 指名推選という形でお願いしたいと思います。

○年長委員（阿部 建君） 指名推選というご意見があります。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり） ご異議がないと思いますが、それではどなたを推選するか発言を求めます。菅原委員。

○菅原辰雄委員 後藤清喜さんをお願いしたいと思います。

○年長委員（阿部 建君） お諮りいたします。

委員長に、後藤清喜委員にお願いしたいとの発言があります。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○年長委員（阿部 建君） 異議なしと認めます。よって、平成28年度決算審査特別委員会の委員長は、後藤清喜委員と決定いたしました。

ここで、挨拶をもって、委員長就任の承諾とさせていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤清喜君） ただいま皆様からご推薦を受けて、私が今回平成28年度南三陸町歳入歳出決算審査の特別委員長として、その重責を仰せつかりました。皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

○年長委員（阿部 建君） 以上で、私の任務を終了することといたします。

ご協力ありがとうございました。

○委員長（後藤清喜君） それでは、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

副委員長の選任の方法はどのように行いますか、発言を求めます。

○山内昇一委員 指名推選でお願いします。

○委員長（後藤清喜君） 指名推選というご意見があります。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり） ご異議がなしと認めます。それではどなたを推選するか発言を求めます。山内委員。

○山内昇一委員 佐藤宣明さんをお願いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） お諮りいたします。

副委員長に、佐藤宣明委員にお願いしたいとの発言があります。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。

よって、平成28年度決算審査特別委員会の副委員長は、佐藤宣明委員と決定いたしました。

ここで、挨拶をもって副委員長就任の承諾とさせていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（佐藤宣明君） 委員長を補佐しながら私も頑張ってまいりたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 以上で、選任については終了いたしました。

選任の結果につきましては、議長へ報告をいたし、本会議において議長から報告いただくことといたします。ご協力ありがとうございました。

午前11時12分 休憩

午前11時24分 開議

○委員長（後藤清喜君） ただいま決算審査特別委員会の委員長に指名されました後藤でございます。ひとつ皆さんのご協力を得ながら決算審査を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年度決算審査特別委員会を開会いたします。

遅刻委員、山内孝樹委員となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。なお、一般会計の歳入歳出の款ごとの区分は、既に配付しております平成28年度決算審査特別委員会審査予定表を参照いただきたいと思います。このことについてご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、そのようにとり進めることにいたします。

それでは、認定第1号平成28年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題いたします。

初めに、平成28年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

会計管理者の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） それでは、認定第1号平成28年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

まず、決算の全容及び歳入全般の細部説明となりますので、説明が少し長くなりりますことをあらかじめご了解いただきたいと思います。

では、初めに決算の全容について改めてご説明いたします。

決算書の195ページをごらんください。実質収支に関する調書でございます。平成28年度は、歳入総額501億2,216万3,430円、歳出総額439億8,470万6,201円、歳入歳出差し引き額、つまり形式収支額61億3,745万7,229円で決算いたしました。

そのうち平成29年度への繰り越し財源といたしまして、明許、事故合わせて39億4,485万5,664円を繰り越しいたしましたので、差し引いた実質収支の額は21億9,260万1,565円となりまして、形式収支、実質収支とも黒字決算となりました。なお、実質収支額のうち約半分の11億円を財政調整基金へ繰り入れいたしましたので、残りの10億9,260万1,565円が29年度への純繰越金となります。

では、決算書の1ページへお戻りください。歳入歳出各款ごとの収入済み額、支出済み額の

構成比並びに対前年度比較等について申し上げます。

1 款町税、構成比2.6%、対前年7.7%の増となります。

2 款地方譲与税、0.1%、対前年1.2%の減です。

3 款利子割交付金、構成比0.0%、対前年マイナス41.9%。

4 款配当割交付金、構成比0.0%、対前年マイナス27.1%。

5 款株式等譲渡所得割交付金、構成比0.0%、対前年マイナス58.6%。

6 款地方消費税交付金、構成比0.5%、対前年マイナス24.8%。

7 款自動車取得税交付金、構成比0.0%、対前年マイナス2.8%。

8 款地方特例交付金、構成比0.0%、対前年プラス67.7%。

9 款地方交付税、構成比18.5%、対前年マイナス16.2%。

3 ページをごらんください。10款交通安全対策特別交付金、構成比0.0%、対前年マイナス3.7%。

11款分担金及び負担金、構成比0.0%、対前年マイナス18.0%。

12款使用料及び手数料、構成比0.2%、対前年プラス38.0%。

13款国庫支出金、構成比11.9%、対前年マイナス63.7%。

14款県支出金、構成比3.1%、対前年マイナス44.6%。

15款財産収入、構成比1.3%、対前年プラス102.2%。

16款寄附金、構成比0.3%、対前年マイナス78.7%。

17款繰入金、構成比45.8%、対前年プラス20.5%。

5 ページをごらんください。18款繰越金、構成比8.3%、対前年マイナス15.7%。

19款諸収入、構成比1.4%、対前年プラス76.9%。

20款町債、構成比6.0%、対前年プラス59.5%。

歳入合計、構成比100.0%、対前年マイナス15.4%でございます。

調定額の合計が595億7,912万4,830円に対する収入済み額合計が501億2,216万3,430円ですので、全体の収納率は84.1%でありました。また、不納欠損額を全体で1,714万2,329円計上しておりますが、そのうち1,549万602円についてはいわゆる震災後の不明債権といたしまして、昨年の6月の定例会において債権放棄のご決定をいただいたものを計上しております。

収入未済額については合計で94億3,981万9,071円計上しております。そのうち94億1,850万については平成29年度へ繰り越した事業のいわゆる未収入特定財源でございますので、純然たる現年の収入未済額は差し引き2,130万円ほどになります。

続いて、7ページからの歳出でございます。支出済み額の構成比並びに対前年比較等について申し上げます。

- 1 款議会費、構成比0.3%、対前年マイナス5.0%。
- 2 款総務費、構成比5.2%、対前年マイナス31.8%。
- 3 款民生費、構成比4.8%、対前年プラス7.2%。
- 4 款衛生費、構成比2.3%、対前年マイナス35.7%。
- 5 款農林水産業費、構成比1.4%、対前年プラス22.8%。
- 6 款商工費、構成比0.7%、対前年マイナス22.1%。
- 9 ページをごらんください。7款土木費、構成比1.4%、対前年プラス10.4%。
- 8 款消防費、構成比1.2%、対前年プラス16.5%。
- 9 款教育費、構成比2.8%、対前年プラス29.8%。
- 10款災害復旧費、構成比7.4%、対前年マイナス38.5%。
- 11款公債費、構成比3.1%、対前年プラス14.0%。

11ページをごらんください。12款復興費、構成比69.4%、対前年マイナス19.3%。

13款予備費、構成比0.0%、増減なしでございます。

歳出合計、構成比100.0%、対前年マイナス18.9%でございます。

歳出合計欄の支出済み額439億8,470万6,201円を決算上、通常分と震災復興分に分けますと、通常分は74億9,018万7,000円、震災復興分は364億9,451万9,000円となりまして、震災復興分は決算額の83.0%を占めております。震災復興に係る予算は、平成23年度から始まっておりまます。平成28年度までの6年間では、震災復興分として総額2,778億円を支出いたしております。

また、平成28年度予算現額には前年度からの繰越予算77億5,615万円が含まれております。予算全体の執行率は70.9%となります。そのうち繰越予算の執行率は49.6%。平成28年度の現年の予算の執行率は73.9%という結果になりました。

不用額については総額46億8,581万9,735円発生いたしておりますが、その大きな要因は、先ほど申し上げました繰越予算の執行にかかわっております。繰越予算の執行が約半分にとどまった関係上、繰越予算の不用額が29億7,472万円ほど生じております。不用額全体の63.5%を占めています。

決算書の附表26ページから37ページにかけて、本年度から新たに不用額調書を添付してございますので、歳出でのご審議の際、ご参照いただきたいと思います。

では、続いて、歳入歳出決算事項別明細書の歳入の説明に移らせていただきます。

13ページをお開きください。

1款町税でございます。収入済み額12億7,488万8,826円で決算いたしました。町税全体の収納率は99.5%、前年度が99.3%でございました。不納欠損額126万5,127円は、対前年比較いたしますとプラス209.8%、額にして85万6,745円増加いたしております。一方、収入未済額504万5,641円は対前年マイナス39.6%、額にして330万ほど減少いたしております。

次に、各税目ごとの収入済み額の対前年比較について申し上げます。1項町民税、対前年プラス9.8%。2項固定資産税、対前年プラス7.4%。3項軽自動車税、対前年プラス12.5%。4項町たばこ税、対前年マイナス1.3%。5款入湯税、対前年マイナス8.4%でございました。

町税全体の収入が合併後一番大きかったときが平成19年度の13億4,620万円でございましたので、この数値を100といたしますと、平成28年度は平成19年度収入の94.7%まで到達している状況にあります。

一方、税目ごとに見ますと、個人町民税は平成21年度が最大値で4億5,926万円ほどございました。平成28年度収入は、平成21年度収入と対比いたしますと94.5%でございます。次に、法人町民税は平成28年度が最大値でありました。固定資産税は平成20年度が最大値でございまして、そのときの収入額は6億8,400万ほどございました。平成28年度収入と対比いたしますと77.4%の収入額でございます。軽自動車税は平成28年度が最大値でございます。町たばこ税は平成25年度が最大値でございました。その収入額は1億1,900万円ほどございました。28年度収入と対比いたしますと97.6%でございます。最後に入湯税は平成24年度が最大値で、そのときの収入が747万円でございました。平成28年度収入と対比いたしますと73.3%でございます。

以上、1款町税の細部説明となります。

では、続いて2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、収納率は全て100%でございます。

15ページをごらんください。地方譲与税の各譲与税の収入済み額の対前年比較について申し上げますと、1項地方揮発油譲与税、対前年マイナス5.0%、2項自動車重量譲与税、対前年プラス0.5%、3項地方道路譲与税は収入はありませんでした。

次に、9款地方交付税をごらんください。収納率は100%でございます。各交付税の収入済み額の対前年比較について申し上げます。普通交付税は対前年マイナス2.3%、特別交付税は対前年プラス27.2%、震災復興特別交付税はマイナス24.1%で決算いたしました。

普通交付税は震災特例によって大きく落ち込むことはございませんでしたが、平成25年度収入をピークに毎年度減額傾向にあります。平成32年度算定まで特例措置は継続いたしますが、今後も右肩下がりの収入になる見込みです。

特別交付税につきましては、災害等特殊財政需要のいかんによって毎年度収入額は変動いたします。収入が一番大きかった年度は震災直後の平成23年度でありますと、そのときの特別交付税の収入額は28億3,300万円ほどございました。

震災復興特別交付税は平成23年度に創設されました。平成28年度までの交付総額につきましては337億7,600万円ほどになっております。

10款交通安全対策特別交付金につきましても収納率は100%がありました。

次に、11款の特定財源の分担金及び負担金でございます。収納率は95.5%、対前年マイナス18.0%で決算いたしました。2節の児童福祉費負担金、いわゆる保育所の利用料の収入が前年度よりも520万ほど少なくなっているのが減額要因でございます。また、児童福祉費負担金で49万9,100円の不納欠損がございます。内訳は、保育所利用料が38万6,600円、放課後児童クラブ利用料が11万2,500円であります。特にほかの児童クラブ利用料につきましては、震災後の不明債権として債権整理したものでございます。

19ページをごらんください。12款使用料及び手数料でございます。全体の収納率は89.1%。1項の使用料が82.0%、2項の手数料は100%であります。対前年度比較いたしますと、1項の使用料はプラス93.9%、2項の手数料はプラス1.3%であります。使用料の増額要因は、災害公営住宅完成に伴いまして住宅使用料と駐車場使用料の収入が前年度より3,300万ほど増加したことに起因しております。また、使用料で不納欠損額1,392万2,861円を計上しておりますが、いずれも震災不明金として債権整理したものでございます。2項の手数料はほぼ前年並みの収入であります。

13款国庫支出金、14款県支出金、いずれも特定財源ですので、事業の導入内容によって毎年収入額に大きな差異が生じます。まず、各項ごとの収入済み額の対前年比較について申し上げます。21ページをごらんください。1項の国庫負担金、対前年マイナス64.6%。23ページをごらんください。2項の国庫補助金、対前年マイナス63.5%。25ページをごらんください。3項の委託金、対前年マイナス12.6%。国庫負担金の減額要因は、災害復旧費の負担金が21億4,500万の減収でございます。国庫補助金の減額要因は、復興交付金が82億8,000万円ほど減収しております。これが影響しております。

次に、13款の国庫支出金の全体の収納率は40.2%でございました。1項の国庫負担金の収納

率は13.1%。2項国庫補助金の収納率が86.7%。3項委託金は収納率100%でございました。国庫負担金の収納率が50%に満たない理由ですが、災害復旧費の国庫負担金が繰り越し事業の財源として翌年度に繰り越したことが起因しております。

では、続いて14款の県支出金の各項ごとの収入済み額の対前年比較について申し上げます。27ページをごらんください。1項県負担金、対前年マイナス57.4%。2項県補助金、対前年マイナス51.2%。33ページをごらんください。3項委託金、対前年プラス236.4%。県負担金の減額要因は、27ページ後段に土木費の県負担金が5億5,900万円の減収でございます。県補助金につきましては、各補助金が軒並み減収となっていることによります。逆に委託金が増額した要因は、平成28年度に新たに災害復旧費委託金を計上したことによります。また、各項ごとの収納率ですが、1項の県負担金は100%、2項県補助金88.8%、3項委託金は73.4%、これが収納率でありました。

以上、国庫補助、県補助金の細部説明でございます。

では、続いて35ページをごらんください。15款財産収入です。防集団地の完成に伴いまして、財産の貸付収入及び不動産売払収入のいずれも昨年度より大きな増収となっております。特に土地建物貸付収入で対前年プラス62.1%、土地売払収入で対前年プラス139.6%の決算となりました。収納率は全体で99.6%と、ほぼ100%でございます。また、土地建物貸付収入の不納欠損額21万6,000円については、震災不明金の債権整理を行ったものでございます。

では、続いて37ページの16款寄附金です。収入済み額は対前年マイナス78.7%でしたが、昨年は台湾紅十字組織から新南三陸病院建設のために6億2,000万円ほど寄附金がございました。これが減ってございますので、28年度収入の減額要因となっております。

17款繰入金につきましては、特に39ページ以降の各種基金からの繰り入れを行っておりますが、基金の繰り入れ後の平成28年度の現在高につきましては決算書附表2ページから4ページに基金の調べを添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

41ページをごらんください。18款繰越金です。純繰越金は対前年比マイナス25.4%、繰越明許費繰越金がプラス63.1%で決算しております。事故繰越金につきましては、前年度4,074万円ほどございましたので、今年度はプラス2295.1%という、数値的には大きな数値となつてございます。

19款諸収入です。全体の収納率は97.6%でございました。各項ごとの対前年比較について申し上げます。1項延滞金加算金及び過料、対前年プラス136.8%。2項町預金利子、対前年マイナス86.3%。3項貸付金元利収入、対前年マイナス0.7%。43ページをごらんください。4

項の雑入、対前年プラス106.5%。4項の雑入が大きくふえた要因は、46ページの中段の農林水産業費の雑入で新たに河川災害復旧事業の物件移転補償費2億7,920万円ほど、それと教育費の雑入で地域スポーツ施設整備助成金4,600万を収納したことが影響しております。

47ページをごらんください。20款町債です。全体の収納率は90.4%でありました。収入未済額3億1,730万円につきましては、明許繰越予算に対する平成29年度の未収入特定財源となります。また、町債のうち、いわゆる過疎債につきましては2目の衛生債2,460万円、4目商工債のうち1節の観光振興事業債3,940万円、7目教育債のうち1節の義務教育事業債1,800万円が過疎債でございます。借りかえを除く新規の合併特例債につきましては、4目の商工債のうち2節の商工振興事業債1億6,990万円、5目土木債のうち1節の道路新設改良事業債220万円、8目消防債1,940万円、7目教育債のうち2節の学校教育施設整備事業債、そのうち伊里前小学校施設整備事業債320万円、同じく3節の社会教育施設整備事業債2億5,960万円、8目災害復旧事業債のうち1節の庁舎災害復旧事業債1億790万円になります。

以上で細部説明とさせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。質疑は、款ごとに区切って行います。なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時54分 休憩

午後 1時08分 開議

○委員長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、歳入に対する質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページ、14ページの質疑を行います。8番佐藤委員。

○佐藤宣明委員 8番でございます。これらの決算でこれまでご質問申し上げておりました。そういう絡み上、ご質問申し上げます。

町民税務課長、今までには目の前におったわけでございますが、大分遠くなりまして、何か話が通らないような感じもするわけでございますが、よろしくお願い申し上げます。

町税は、私いつも申し上げるように、重要な我が町の自主財源でありまして、また震災後6年半が経過する中で、一つの復興のバロメーターなんだろうと思っているところでござります。

二、三、ご質問申し上げます。まずもって、町税全体の推移を見ますと、附表の59ページに収納額の推移がございますけれども、平成22年度、震災前のベースに比較した場合には、会計管理者からも説明がありましたけれども、98.2%ぐらいまで回復しているんだという数字のようでございます。いつもお聞きしますが、このような推移を町民税務課長はどのような目で見ておるのか、まずもってその辺お伺いしたい。

それから、収納率につきましても、軽自動車税を除きましてほとんどアップしているということでございます。したがって、収入未済額も前年比で40%ほど減になっているということで、私から言わせてもらえば、いつも申し上げますけれども、非常に驚異的な数字なんだろうと思っているところでございます。

それでお伺いしますが、何かこの収納率を保っているということは、何か特別な手法、特別な要因というか、そういうものはあるのかどうか、どう見ているのか、その辺もお伺いしたい。

それから、不納欠損額でございますが、前年比で3倍強という数字になっているようでございます。件数はどれぐらいになっているのか、その内容についてお伺いしたい。

それからもう一つでございますが、固定資産税、国有資産の交付金がございます。これが前年比で今45万ほどふえていると。傾向として県有なのか国有なのか、どういう財産がふえているのか、その内容について、以上お伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 5点ほどございました。町税全体の推移でございますけれども、全体的に見ると町民税、固定資産税が回復している状況でございますけれども、個別に見ていきますと、個人町民税につきましては昨年と比較して調定額で3,000万ほど支出済み額でもそれぐらいふえているわけなんですけれども、昨年度からの伸びの要因といたしましては、営業1次、それから給与がふえているような状況でございまして、漁業、農業含め営業につきましては各年度で所得の出入りが大きいわけなんでございますけれども、平成28年度の合計所得金額160億ほどあるんですけれども、そのうち給与所得の占める割合が74%ほどございます。115億ぐらいございまして、第2位が営業所得なんですけれども、営業所得のほうは12%、2億ぐらいの金額ということで、そこで大きな開きがございます。

それから固定資産税のほうなんですけれども、調定額で1,300万ほどふえているんですけれども、伸びの理由といたしましては償却資産の伸びが大きいということでございます。調定額全体では80%ほどまで回復しているわけなんですけれども、土地については50%いかな

い、48%程度です。家屋につきましては63%程度。償却につきましては2.5倍ぐらい、240%になっております。

課税標準から見てみると、土地全体では150億に対して87億程度、震災年が150億ほどあつたんですけども、それに対して87億程度、58%です。そのうち宅地分につきましては104億に対して48億で、46%程度回復しているという状況でございます。家屋につきましては、震災前の1万5,000棟近くあったんですけども、7,000棟ぐらいということで、48%ほど回復してございます。課税標準額につきましては、276億円に対して232億円まで回復というよう、84%ほどでございます。

家屋調査の状況から見てみると、震災後の新增築家屋の累計なんすけれども、1,500棟を超えておりまして、罹災が3,300ほどあったわけなんすけれども、被災代替家屋が1,200程度ということで、それと比較しますと46%ぐらいに回復しているという状況でございます。

それから収納率につきましては、ここ数年99%の後半で推移しているということでございまして、収納未済額につきましては平成24年から3年ぐらいで滞納縮減策に努めたということでございまして、収納率に関しては99.5%ということで高い率でございます。

収納対策でございますけれども、町のほうで私債権を含めまして徵収確保対策会議を通じまして、県税のほうでも徵収確保対策会議を行っているんですけども、収入未済額の縮減に努めているということでございます。具体的にどのようなことを行っているかということに關しましては、現年分の収納対策を強化するということで、初期滞納者については催告による反応を見ながら、電話や台帳による納税相談をしているような状況でございます。

それから、滞納が継続しているような方につきましては、滞納管理システムというのを導入いたしまして、納税講習記録簿の作成をしまして、担当者がかわっても履歴が管理できるようなことを行っています。その進行管理を的確に行うことによりまして、催告書の発行とか帳票の整理がスムーズにできているということや効率的、効果的な徵収対策を行っているのが一番の原因ではないかと考えてございます。

それから不納欠損すけれども、町といたしまして滞納者の財産を早期から調査するということで、資力があつても納税意思のない方につきましては滞納処分をさせていただくなど厳しい対応をさせていただいているんですけども、そういったことで単純な不納欠損の圧縮に努めているところでございます。

しかしながら、納付の意思があつても資力のない方につきましては、生活状況等を十分に精

査させていただきながら、生活実態に合った納付等の指導をさせていただくなど、丁寧な対応をさせていただいているところでございます。

それでも納付できない案件につきましては、執行停止をかけている状況でございまして、先ほどお話があつたんですけれども、28年度の不納欠損額は126万ほどでございます。

内訳なんですけれども、地方税法の15条の7の第4項、執行停止後3年による満了ということで、この件につきましては2人ほど、12件ほどでございます。第5項関係につきましては、執行停止による即時消滅、11人で85件程度、それから18条時効消滅につきましては、執行停止の満了ということで3人、39件という数字になってございます。

それから交付金の状況なんですけれども、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 個人の固定資産等、説明ございました。大体わかったわけでございますけれども、特に見た限りでは法人町民税が相当伸びていると。前年比で約2.3倍弱ですかね、それくらいになっていると。特に収納状況にもありますけれども、平成2年度をベースにした場合には相当の額になっていると思うわけでございます。そこで法人町民税、特に建設業、いわゆる震災復興事業、そういうもののバブル的な一つの結果になっているんだろうと思うわけでございますが、もし分析しているならば、例えば法人町民税の、いわゆる進出している企業ですね、その企業の税額がどれぐらい占めているのか、もしおわかりでしたら。

それから、先ほどの回答で、収納率アップに努めていると。対策会議を開いておって、特に現年度対策という形で追跡しているんだという形でございますが、いつも私聞いておりますが、相当高い収納率なんだろうと思うわけでございますけれども、別に競争でもございませんが、県下自治体の中で、いつも聞きますが、どの位置にあるのか。そして、他の被災自治体と比較して、実態としてどうなのかなという思いがあります。その辺もしわかりましたら。

それから不納欠損額、悪質さ、あるいは資力のない方と、分別してそういう対応しているんだという話でございます。非常に丁寧にやっているんだということでございます。ただ、ちょっと油断するとふえていくのがこの滞納税額でございまして、引き続きそういう形が必要なんだろうと。差し押さえ、今回は126万5,000円と。滞納処分の執行停止、3年の時効というか、その額がどれぐらい現在あるのか。それから差し押さえ件数、差し押さえもやっていくんでしょうが、そういう数字が出ているのかどうか。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 法人町民税の状況でございますが、調定額で27年度比較で1,600万ほどふえているわけでございますけれども、変動の大きな業種といいますか、増額している分野は建築あるいは資材関係でございます。減額しているのが水産加工とか建設土木関係になります。法人の設立状況なんですけれども、調査時点にちょっとずれがあるんですけれども、附表とずれがあるんですけれども、単独が264社、市内分割が11社、町外法人が104社でございます。その町内、町外での分類というか、入り状況というのはちょっと分類してございませんのでわからないんですけれども、増収になった1,600万の内訳なんですけれども、金額的に一番多いのは3号法人でございます。56社で900万ほどアップしていますけれども、平均にすると1社当たり56万増収でございます。それから4号法人が400万ほどアップです。これは7社しかないんですけれども、平均すると60万ということでございます。それから1号法人が70%ほどです。3号法人につきましては町内の建築設備関係で、1号法人につきましては町内の中小の企業が多いので、平均すると数千円程度の上昇という形になります。

業種別に内訳を出してみたんですけれども、調定額順の業種別なんですけれども、第1位が建設業でございます。87社で6,000万ほどでございます。1社平均すると70万ほどになります。第2位が製造業、54社で2,800万ほどです。平均すると52万ぐらいです。第3位が卸売業、84社でございます。1,700万ほどです。平均で21万になります。第4位がサービス業で67社、1,300万ほどで、平均すると20万ほどでございます。

それから資本金別の調定額の順位なんですけれども、第1位は50億円超の21社でございます。全体で2,000万程度、1社当たり98万でございます。第2位が5,000から1,000万の55社で5,300万ぐらいです。平均するとこれも九十七、八万になります。第3位が1,000万から500万ぐらいまでの74社で、2,200万ぐらいです。平均すると約30万ぐらいです。第4位が500から100万で148社、1,400万で、平均すると9万四、五千円でございます。

あと組織形態別に見てみると、第1位は協同組合5社で500万ぐらいです。それから第2位が株式会社で190社ほどあります。1億1,200万ぐらいです。それから第3位が有限会社で139社、1,400万ぐらいという形になってございます。

それから収納順位は、県内で1位ということでございます。他との比較につきましては、ちょっとデータを今持ち合わせていませんので、後ほどとさせていただきますけれども、県内の収納状況を見てみると、沿岸部、それから沿岸部以外でも昨年は1.3%ほど上回っているという状況です。平成22年度と比較しても、沿岸部で1.4%プラス、沿岸部以外でもプラス

3.5%となっております。しかし、本町の場合ですと、調定額、震災前の15億7,000万ほどに比較してマイナス18.75%と、その数字に達していない状況なんですけれども、女川もマイナス25.3%、山元町もマイナス17.2%という状況でございます。

それから不納欠損の金額なんですけれども、4項の分が1万2,000円ぐらい、それから5項の分が85万ぐらいです。それから、18条の分が二十四、五万という数字になってございます。
以上です。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 町民税務課長、今4項とか5項とか、3号法人とか4号法人とか、私も昔かつてかじったことがございますが、具体的にわからないんですよね、そう言われても。もっとわかりやすい説明が必要なんだろうと思います。以後で結構でございます。

特に建設業ですね、さっきの何か議案の中でもいろいろ議論があったようでございますが、いわゆる経済効果というか、町に与える経済効果というものはどうなんだという質問があつたようでございますが、大手ゼネコンを含めて、現在の復興事業の中で相当なウエートを占めているんだろうと思います、地元建設業も含めてでございますが。さらには製造業、特に水産加工なんだろうと思いますが、そういうのも一つの復興事業の効果ということなんでしよう。

それから、先ほど固定資産税で償却資産がふえているというお話をございました。償却資産のどの部分というか、家屋の分なんでしょうかね、あるいは船舶とか機械器具とかそういうものがどういうふうになっているのか。

それからもう一点、固定資産税の現年度分で2万700円の不納欠損と、恐らく即時消滅なんだろうと思うわけでございますけれども、その辺ちょっとお話し願いたいと。

以上で質問を終わりますが、私は常々申し上げておりますけれども、税務は住民の所得あるいは財産などをはかりにかけながら、その結果に基づいて住民の懐から応分に納付してもらうという仕組みでございます。課税客体の把握、それに基づいた賦課、そして収納という順序で進むわけでございますが、したがいまして今般の誤賦課でもございませんけれども、常に洗練された税法の解釈のもとに公正、公平を期して、そして適正に税務事務をやるべきなんだろうと思っているところでございます。したがって、税務班のチームワークというか、そういうものが非常に重要になってくると思っております。今後のそういう体制について、最後に町民税務課長からお伺いして、以上で終わります。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、償却の内訳といいますか、固定資産税のほうなんですか
れども、課税標準額で家屋のほうで109%、対前年度比です。償却のほうで101%の伸びとい
う形でございます。家屋のほうが伸びているという状況でございます。

それから、不納欠損2社でございますけれども、倒産というところでございます。

それから、所得の把握につきましては、事業所得の把握はなかなか難しいところではござい
ますけれども、今後マイナンバーといいますか、個人番号が預貯金のほうまで適用されてく
るといった状況で、内容性も進むのかなと。そう遠くない将来、所得の把握が容易になっ
てくるというような状況でございますが、それまでの間につきましては課内ののみではなく、国
税、県税と、三位一体になって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかに質疑ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。何点かお伺いいたします。

前者のただいまの質問の中でいろいろと見えてきましたけれども、法人が多くなってきてい
るということで、給与所得が74%伸びているというご説明でしたけれども、その中で町県民
税ですね、事業者にお願いして特別徴収をなさっていると思うんですけれども、その特別徴
収の事業者、何件でどのぐらいの人数の従業員の方が特別徴収になっているのか。人数がわ
からなければパーセントでもいいですけれども、そこから上がってくる町県民税がどのぐら
いの金額で入ってくるのか。要するに事業主さんにお願いしてやっている税金ですね。それ
がどの程度入ってくるのか、お伺いします。

それから、固定資産税がふえているということなんですけれども、3年から5年かけて減免
があるわけですけれども、それが終わると正規な固定資産税が入ってくるので、これより伸
びがかなり伸びてくるものと思われます。徴収も大分、現年分が戻るので99%ぐらいの徴収
率になっております。それは評価いたしますけれども、この不納欠損額ですね、毎年、不納
欠損額、去年も出ております。ことしになると去年よりさらに3倍ほど多くなっております。
これは住所のわからない人、もう少し説明でしたけれども、ここで1件、軽自動車税の4,000
円の不納欠損がありますけれども、去年は1万4,400円でした。4,000円ということは軽自の
貨物の料金でなかろうかなと思われますけれども、去年でこれは発覚していなかったのか。
どのような要因で1件残っているのか、不納欠損1件だけするのか、その辺をお伺いいたし
ます。

それから、入湯税がピーク時よりも73.3%と低くなっているわけなんですけれども、やはり
この入湯税は観光に来た人たちがお風呂に入っての税なので、この使われ方が観光に使われ

て歳出のほうに行くわけなんですけれども、使われ方を今後どのように考えているのか。むしろ観光に来た人たちが入湯税をおろしているので、観光部門で使われるべきかなと思われますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 特徴の件数なんですけれども、980社ほどから特徴をお願いしているところです。給与所得の60%が特徴です。給与特徴の額なんですけれども、町民税で2億5,000万ほどです。県民税で1億7,000万ほどです。

それから、不納欠損につきましては毎年の課税でございますので、同一ということではないと思います。

それから、入湯税につきましては、震災当時、観光客だけでなく、こちらの工事関係の方の宿泊もありましたので、その辺の影響が出ているのかなと感じております。

○委員長（後藤清喜君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 入湯税の使い道につきまして、私から答弁をさせていただきます。

入湯税につきましては目的税ということで、観光振興に役立てるということで、当初より観光振興基金というのを設けてございまして、収納した額につきましては毎年度予算の範囲内で基金に積み立てを行っておりまして、以後の観光振興に役立てるというふうにしております。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの説明ですと、980社とおっしゃいましたけれども、間違いないですか。町内に980社の事業者があるんですか。そういう解釈に立ちましたけれども。でなかつたら、もう一度お願ひします。

それと、かなりの給与者の人がおりますけれども、ここで昨年ですと100万未満の所得の方が85%おりましたけれども、そういうゼロから100までの所得の人たちが今現在何%ほどになっているのか。町民のパーセント、何%いるのか、それもつけ加えて、もう一度、特徴の場合の説明をお願いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 町内の法人は400社近くなんですけれども、給与を支払いしているところというのは町内だけでなく町外に勤めて出ている方もいらっしゃいますので、それらを合わせまして980社ということでございます。

それから、給与所得者の課税標準別の内訳なんですけれども、28年度で課税標準額、4,000人とした場合の内訳なんですけれども、10万円以下の方は167人で4.4%です。100万円以下の方は1,800人ほどで45%。200万円以下につきましては1,100人ぐらいで28%。それから300万円以下の方は460人ぐらいで11.5%。300万超につきましては447人で11%という状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 町外合わせて980、町内が400社ということなんですけれども、毎年特徴をお願いしているわけなんですけれども、町内の事業者さんから聞きますと、ただぼんと納付してくださいないと切符だけが送られてくるというお話ですので、切符を納付してやるとき、毎年度お願いの一言、お願いの文書を発送して添付してやるとよかろうかなと、親切じやなかろうかなと思われますけれども、町内です、町外はまた別ですけれども、そういうことをお願いします。

それから、済みません、今おっしゃったこと、紙ベースの記録にとらなかったので、もしできれば紙ベースで、後でいいですのでもらいたいと思います。

不納欠損額、毎年、ここ数年出ていますけれども、努力の跡も見られるところもありますけれども、この辺、できるだけ足を向けて今後とも徴収に努めていただきたいと思います。

それから入湯税の件は歳出に行ってまたお伺いしますけれども、一応基金に積み立てということで了解いたしました。

終わります。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 2件お伺いしたいと思います。

町民税の、以前も聞いたんですけれども、個人、法人、一応分析というか、そういったことが可能なのかどうか。先ほどからの答弁、やりとりを聞いていますと、随分、分析ではないんですけども、分けているみたいなので、そのところを1点と、あともう一点はたばこ税についてお聞きしたいと思います。少しずつ減っているということですけれども、伺いたいのは、この庁舎でも吸う方がいて、今だと外とかで吸っているものですから、そこで伺いたいのは、分煙とか、そういう施設をするときの補助というか、そういったやつは当町では検討できないのか、伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 1番目の質問の意図がよくわからなかったんですけども。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 以前、商店街等でどれぐらいの所得が全部で税収あるんだと聞いたときに、答弁として、そういうことは分析していないという答弁があったものですから、商店街ならずとも、いろんな例えれば分野ごとに分けるというか、ある程度のカテゴリーを設けて分析する必要もあるんじゃないかと思いまして、そういうことで伺いました。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 給与あるいは年金の特徴とかというのはわかるんですけども、分野別の所得の把握というのはなかなか難しくて、そういう把握の仕方はしていないということになりますので、統計調査のほうから調べるしかないのかなと。税のほうではそういう調べ方はしてございません。

○委員長（後藤清喜君） 副町長。

○副町長（最知明広君） たばこ税、分煙に際して町の補助を考えてはということですね。他の自治体はどうか、ちょっとその辺調べていないんですが、今のところそういう情報といいますか、私のところに入ってきておりませんし、実際こういう状況になって分煙あるいは禁煙というところが大分進んではおります。都内に行きますと、ほとんど喫煙する場所がないというのが現状だと思います。ただ、現段階では今のところは検討しておりませんが、例えば他の自治体でそういうことを実際にしているという例がありましたら、その辺は検討させていただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 町税に対しては分析、それでは全課できないというのでしたら、特別の課ができるのかどうか。例えば私が伺ったあれだと、観光課とかでは所得までは分析できないのか、もしくは別の課でそういう資料にするための分析はできないのか、もう一度だけ伺いたいと思います。

あと、たばこに関しては、吸っているというか、こんな1億円も税収があって、それはそれに使えるんでしょうけれども、ある程度頑張って喫煙なさっている方への還元というか、そういう形で、例えば今後できる飲食店とか事業所、もしくはコンビニの店頭とかにも、立派なやつじゃなくて、例えば灰皿程度一つでも、そういう形で還元できる補助というか何かを検討していただいて、なおかつ税収が上がるような、ちょっと葛藤するあれがあるんでしょうけれども、そういうことも喫煙者への還元ということで検討していってみる必要はあるんじゃないかと思いますので伺いました。

○委員長（後藤清喜君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 2点目でございます。非常にその辺といいますか、難しい判断があると思います。というのは、分煙を推奨することによって、今言ったように例えば灰皿を配るとか、そういった場合はある意味喫煙を奨励しているというような、そういうふうに見られる場合もありますし、ですから、ある意味慎重に対処したいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 所得のほうの調査なんですけれども、結果、国税と町民税のほうで2段でそれぞれ受け付けしているわけなんですけれども、所得の収入の内訳として事業か給与か年金かぐらいの大きくりしかないので、その中に踏み込んだ所得の把握というのはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご質問を真っすぐとれば、いろんな部署において政策的にその所得の調査をということなんだと思うんですけれども、所得の調査に関してはやはり税法の権限の中で行政が行える限定的な行為ですので、目的を変えてはやはり難しいだろうと考えます。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、1款町税についての質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、13ページから18ページまでの質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、9款地方交付税、17ページ、18ページの質疑を行います。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 どなたも質問がないようでございますので、あえてご質問申し上げます。

地方交付税でございますが、会計管理者の説明にもございましたように、平成32年度までですか、いわゆる人口減というものに対しての激変緩和措置という形の中で10%以上は落とさないんだという形で今後推移していくということでございますが、現実に、説明にもございましたが、年々減っていっているところでございます。普通交付税におきましては、前年比で2.3%ほど減っていると。逆に、特別交付税においては27.2%ほど伸びているんだということでございます。それから、震災復興特別交付税でございますが、これは復興事業の補助裏ということで、復興事業が進むにつれて、当然、年々減っていくんだろうという形でございますが、復興創生期間、平成32年度までという形でございますが、この震災復興特別交付税はそれまで継続されるんだろうと思いますが、その後、例えば積み残した事業とか、そういう

うものに対しての財政支援というか、そういう見込みがどうなのかを含めて、今後の見通しとして今後どのような姿が想定されるのか、総務課長でしょうかけれども、総括的なご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町の財源の中で最も大きな財源であります交付税の推移というのは、ある意味町の財政規模を将来的に決める要因ということにもなりますので、最も注目をしてその推移を計画に反映していかなくてはならないと考えているところでございますが、議員ご案内のとおり、現在、人口減少の特例措置としての、通称三宅村特例と呼んでおります人口の急変、災害が起きた自治体などで大きく減少した場合に、その激変緩和として10%を限度にするという制度になってございまして、これがお話にもございました32年度までという限定になってございます。それが実質、国勢調査の中で29%の減少を当町では平成27年度の調査の中でございましたので、その27にかえて今10%を限度にということにしていただいているような状況でございます。

この特例の制度が32年を越えて適用していただけるのかということに関しては、今全くその可能性についての回答といいますか、資料はございません。当町としては、復興事業の完了や、あるいはハードの事業が終わっても、やはりソフトの面でも非常に財政的な必要が出てくるんだろうと思いますので、そういった部分では安易に5年間で諦めることなく、国に働きかけをしていく必要はあるだろうと現在思っております。

現在、その特例としては人口の部分と、それから合併による部分と、段階的に特例をいたしておりますが、見ていただくとおり、数字の面で右肩下がりという状況にありますので、それら特例措置をいただいている間にも将来を見越した財政計画ということは考えていかなければならぬと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） ただいま総務課長、普通交付税をベースにご説明申し上げました。佐藤委員、震災復興特別交付税のご質問だったかと思いますので、若干補足させていただきたいと思います。

平成23年度に震災復興特別交付税が創設されたときは、ベースが5省40事業の補助裏の財源、それと派遣職員の人事費等を中心にということで交付が開始されました。復興期間が終わりますと、まだ明確にはされておりませんが、震災復興特別交付税は恐らく廃止の方向に向かうんだろうなとまずもって思っております。

そうしますと、通常の事業につきましては、一般公共事業を中心に通常の補助率に戻りますので、その補助裏については一般公共事業債、地方債を充てる形になろうかと思います。ただ、補助裏100%の地方債の充当率が余りございませんので、当然その際、5%、10%の地方負担が発生してまいりますので、現在進めている事業数をしっかりとキープしたままでというのは恐らく難しいかと考えておりますので、通常の予算編成の中で対応できるものを重点に事業を執行していくという形になろうかと思います。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 ただいま説明がありましたように、その前に特交が27%伸びておりますよね、総務課長。これは何か特別な財政需要というか、あるいは復興特別交付税と絡みがあるのかどうか。27%ほど前年比で伸びていると。何か要因があるんだろうと、要因というか、形があるんだろうと思います。その辺ひとつ。

それと、あと終わりますから、今、総務課長、会計管理者ともに説明がございましたけれども、いわゆる復興集中期間、現在は復興創生期間という形、平成32年度まで、そういう一つの国の施策の中で一定の担保づけがされているという状況でございます。問題は、さきの議論にもございましたが、その後の状況でございます。復興事業が終わっても、復興後のまちづくりは終わるわけでございません。ソフトは当然ですが、ハード的にも相当な財政的な負担が出てくるんだろうと思っているところでございます。

したがいまして、総務課長が言うように、非常にウエートを占める交付税財源でございますので、町長今言った流れの中でその後の状況をよく町村会の中でもご議論いただきまして、国へ隨時働きかけていくという形が必要なんだろうと思いますが、その辺を町長からもお伺いしたいと。総務課長、最初にひとつ、その27%のあれ。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 28年度の特別交付税の大きなものは、病院の新築に伴う経費という部分がございます。今後も一定程度そういうものが見られることは期待したいところですが、特交ですので、その明確なことはわかりません。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、会計管理者と総務課長がお話ししましたように、今ここで明確に方向性をお話しできるという立場、あるいは状況ではございませんので、今言えることは、よく復興庁から今言われているのは、もうとにかく32年度で決めろと、決めてくださいというお話をいただいております。

ただ、そこの中にありますて、宮城県内でも復興が終息に行っている自治体と、あるいは大規模被災5市町というように、東松島から北の部分については大変大きな被害を受けたということもございますので、そういった自治体、5つの自治体におきましてはなお復興事業がかかると思っております。その辺につきましては、我々も5人の首長、力、手を携えながらいろんな形の中で国の方にお話、お願いをしなければいけないと思ってございますので、いずれ被災5市町でいろいろ情報交換をしながら、その辺の今後の復興へ向かってのあり方といいますか、取り組み方、財源も含めてそうですが、その辺はいろいろ相談をし合いながら進めていかなければいけないと思っております。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。

先ほど総括で聞けばよかったですのかかもしれませんけれども、人口減少は止められないんだというお話ですけれども、今、国でずっと地方創生を言って、一極集中を是正する、地方へ人口を移すんだというようなことで言っているんですけども、そのことは期待できないということなんでしょうか。

○委員長（後藤清喜君） 何ページ。

○小野寺久幸委員 地方交付税に関して、人口減がずっと言われていますけれども、国では地方創生ということで人口を地方に移すんだと、一極集中の是正だということをずっと言われているんですけども、そういう国の言うことは信用できないというか、期待できないということなのか、お伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 最知副町長。

○副町長（最知明広君） 国の地方創生を否定するうんぬんかんぬんではなくて、日本全国で人口が減っているということは間違いないですし、うちのほうの地方創生の総合戦略の中でも人口のシミュレーションをやっておりますが、それでも3,000人、4,000人は減るという結果が出ておりますので、結果としてこれはやむを得ないと、そういうことだと思います。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、9款地方交付税の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分とします。

午後2時03分 休憩

午後2時23分 開議

○委員長（後藤清喜君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

町民税務課長より、佐藤宣明委員、及川幸子委員に対する答弁漏れがありますので、発言を許可いたします。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まずもって、佐藤委員の収納率の関係なんですけれども、南三陸町収納率99.5%でございますが、これは沿岸部トータルで見ますと97.3%でございます。それから、沿岸部以外は94.3%でございます。県全体といたしましては96.7%という状況でございます。

それから、国有資産等所在市町村交付金の関係なんですけれども、物件的にふえたわけではなくて、課税標準額のほうで上回ったと。毎年変更になるわけなんですけれども、それが上回ったという状況でございます。

それから、及川幸子委員の所得の割合なんですけれども、これは給与所得者に限っての部分でございまして、課税標準別の内訳ということで、28年度の実績で、約4,000人の内訳ですけれども、10万以下の方については176人、4.4%でございます。100万円以下につきましては1,812人、45.1%でございます。200万以下につきましては1,124人、28.0%でございます。300万以下につきましては462人、11.5%でございます。300万を超える方につきましては447人、11.0%でございます。平成27年度とほぼほぼ同じような状況でございます。

以上です。

○委員長（後藤清喜君） 次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、17ページから22ページまでの質疑を行います。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 12款の使用料及び手数料の、ページで言うと22ページになるんですかね、住民基本台帳手数料とか印鑑証明手数料とかございます。コンビニ交付がどの程度進んでいるのか、町内においての実態というのをお伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 昨年から始めましたコンビニでございますが、私の手元の資料によりますと、最新で63件でございます。内訳でございますが、住民票が34件、印鑑証明が19件、税務の証明が10件というところでございます。

○委員長（後藤清喜君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 平成28年度の実績ということなのかなと思いますが、住民にとってはそのコンビニ、行きやすい場所でそういう証明がとれるということは非常に重要なだと思いますが、件数としてこれが多いと捉えておられるのか、もっともっと役場まで来なくても身近な

ところでとれるような制度があるので、そっちのほうを利用させていただきたいということをお考で、その方向で進めていくのか、お考をお伺いしたいなと思います。

それに関連しまして、そういう各証明書といいますか証書といいますか、また役場に提出するような書類、例えば婚姻届とか出生届とか、そういう届け出も役場で受理するものでありますけれども、そういうものをオリジナルのといいますか、一定の書式にのっとって南三陸町ならではの装丁といいますかデザインといいますか、そういうものがつくれるのかどうか、法的にですね、許可されるものなのかどうか、ちょっとお伺いしてみたいなと思いますが、いかがですか。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 諸証明の様式等については、ちょっと町民税務課のほうが詳しいかと思いますので補足をしていただくことにしまして、この63件という数字は率直に申し上げまして少ないなと思っております。これは後藤委員もご存じのとおり、コンビニを始めた理由につきましては行政改革という一つの狙いもございました。そのことによって手軽にどこでもいつでもとれるという住民の利便を考えたわけでありますけれども、反面、マイナンバーカードを持っていないとこのコンビニ交付を利用できないという縛りもございますので、今後はカードの普及とあわせて周知をしていかなければいけないと考えております。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 届け出の様式につきましては、ネットでいろいろ取り寄せて届け出されている方もいらっしゃいますので、その辺は自由なんですけれども、町独自に関しましては今後検討していきたいと考えております。

○委員長（後藤清喜君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 最近、そういう届け出を提出する機会がありましたので、そういうことでうちの町でそういうのを出そうという人がふえるかどうかといったら非常に難しい問題もあるだろうと思いますけれども、そういう一つわかりやすい手法というのも人口減少に対応するとか交流人口をふやすという施策の中では、アイデアとしては十分検討の余地はあるのではないかなと思いますので、検討するということですから前向きに進めていっていただくことを期待したいと思います。終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。二、三お伺いしますけれども、18ページの1目民生費負担金の中で社会福祉費負担金、老人保護措置費利用者負担金がありますけれども、震災前からこの金額

で収入済み額169万2,000円というとお1人なのかなと思われますけれども、震災で家族、それから親族、みんなばらばらになっている中で、老人の人が1人で暮らしている人たちが震災後多くなっていると思うんです。そうした中で今後ふえるのかなと予想されるんですけども、その辺の現状を把握しているのかどうなのか、わかつている範囲でお答え願います。

それから、次のページの20ページの2目衛生費負担金、この予算は4万9,000円計上していますけれども、収入がないということは、これは未実施というか、該当者がいないということだと思うんですね。多分これ未熟児の養育医療負担金だと思われますけれども、これは大事な財源でございます。今回28年度はないにしても、毎年ここはちゃんととっておくべき。どういうお子さんが産まれてくるか、少ない人数の中でもそういう未熟児というのは大変困難な中で産まれてくる、出生してくるお子さんですので、しっかりとこれからはここは予算を毎年とっておくべきと考えますので、今後の見通しをお聞かせください。

それから、同じページなんですけれども、大分ここは震災で帳簿が流れて住宅料などは不納欠損するわけですけれども、その中でそれに伴って住宅使用料と駐車料金、それらはいろいろ議会にも提示されてわかっていますけれども、道路占用料なんです。道路占用料の過年度分100円とありますけれども、毎年これ同じ額になっているようです。53万6,529円。去年は100円、過年度分ということで27年度から100円ということと解しますけれども、過年度分ですかね。27年度をとるべきものが28年度に入ってきたという100円だと思いますけれども、やはり100円というと目立つてしまうんですね。どうしてこの100円が28年度で入ってきたのかなという思いがするんです。100円納める、占用料を借りている人が納めなかつたのか、毎年同じ額、27年も28年も同じ額ということは同じ人が納めている額だと思うんです。そうした場合、とるほうで100円見逃したのか、納めるほうは100円だから忘れていたのか。たかが100円と思うかもしれないんですけども、この辺のご説明を願います。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 初めに、老人保護措置費利用者の件でございますが、歳出に絡みもございますので、決算附表の68ページをごらんになっていただきたいと思います。

及川委員、1名ではないかということでご質問だったんですけども、ここに記載がありますとおり、現在4名の方が入所されておりまして、推移につきましては昨年も4名でございました。一昨年はたしか記憶では5名だったと記憶してございます。今年度に入りまして、残念ながら2名の方がお亡くなりになられまして、現在は2名の方が利用している状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 19ページの衛生費負担金なんですけれども、収入、個人負担ゼロということで、ちょっと原因はわからないんですけども、負担がなかったということでございます。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路占用料でございます。この100円につきましては、27年度内に納入すべきものがされていなかったということで、年度をまたいで納入いただいたことで100円の過年度分ということで処理をさせていただいてございます。本年度も未収金が23万6,000円ほどございますが、これにつきましても29年度に納入になれば過年度分という記載になるかと思います。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 老人保護費については4名ということで、現在は2名ということでわかりました。ただ、今、震災後そういう身寄りのない方が以前よりも多くなっているんではなかろうかなと推察するわけです。そうした場合、そういう人たちがいるのかどうか、担当が歩いていて、そういう話はあるのかないのか。そういうことを今後こういう方が出てくるのかどうかということです。そういうことが見受けられるのかどうかということをお伺いします、もう一度。

それから、占用料のことですけれども、不納欠損額53万6,529円、それを100円が足されない額で不納欠損されていますけれども、ここへ未収が23万6,320円出ておりますけれども、この不納欠損にした理由ですね、その辺をお聞かせください。

○委員長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今後の該当者がいるかどうかという見通しについてございますが、震災以後、新規に入所した方というのはちょっと私の記憶にもないです。現在もそういった方がおられるかといった調査といいますか、いろいろなケースの相談がありますけれども、現にこういった事例に該当する人は今のところはないといった状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 不納欠損の53万6,000円余りでございますけれども、昨年の6月の定例会におきましてご決定をいただいた部分でございまして、震災の年、ちょうど当時は占用については年度末にいただくというシステムになってございました。そのため、納付書は送付はしてございますけれども、送った側、それから受け取った側でそれぞれ納付書が既に

なくなっているという状態の中で納付がかないませんという状況でございました。こちらとしても、個別にそれぞれどなたが幾らの債権をお持ちなのかわからない状況でございましたので請求ができないということが震災後続いておりましたので、議会のご決定をいただきまして欠損ということにさせていただいてございます。

それから、23万6,000円につきましては、それぞれ請求先が判明といいますか、震災後の部分でございますので、状況についてはしっかりとつかんでおりますので、これは引き続き納入のご協力をお願いしたいということでおります。

それから、震災以降、これまで年度末に請求でございましたが、年度初めに請求するようになってございまして、年度途中に発生した場合につきましては月割り計算をして納入いただくということになってございます。

○委員長（後藤清喜君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　では確認ですけれども、住宅使用料と駐車料と道路占用については、今後不納欠損にするというところがないということで、ゼロからの新しいものでのスタートだということで解してよろしいでしょうか。

○委員長（後藤清喜君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　委員のご理解でよろしいかと思います。

○委員長（後藤清喜君）　ほかにございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員　私も今、3番委員がご質問しましたけれども、道路占用料。せっかく債権放棄で不納欠損にしたと。そして、震災後新たに23万6,320円という未済が出ているんだと。これはどういうことなんでしょう、建設課長。放っておけばどんどん、いわゆる100円の問題でもございませんが、毎年毎年積もり積もってどんどん未納額が累増していくのではなかろうかと懸念するわけでございますけれども、その辺の対策はとっておりますか。もっと厳しくやるべきではなかろうかと思います。

それから、もう一点です。次ページの22ページ、社会教育施設使用料、収入未済額にマイナス600円とございます。なかなか珍しい現象でございまして、収入未済額がマイナス600円と。こまい部分でございますが、どういう現象なのか、ちょっと教えてください。

○委員長（後藤清喜君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　23万6,000円の未済額でございますけれども、特定の人が毎年請求しているということではございませんで、大変、ここは事務手続上の問題で納入がされることがかなわなかったというところでございます。先ほど、これまで震災前は、震災後も何年

かはそうなんですけれども、年度末にその年の実績をもってご請求をさしあげてございました。しかし、よくよく考えてみると、なかなか合理的な部分がないということがございまして、というのは4月に多分100本あって、年度途中に50本ふえましたと、電柱がですね。150本について年度末に請求をするというのは、請求する側とすればちょっとおかしい話だなということがございまして、年度初めに100本、とりあえず請求させていただきますと。年度途中に50本発生したのであれば、そこは月割りでご請求申し上げますというのが多分正しいやり方なんだろうということがありまして、途中で変えさせていただきました。

そういうことがあって、ちょっとこの部分、大変人がいないということもそうなんですが、支援の方に実はずっと手続きをさせていただいてございまして、なかなかその辺の引き継ぎ、短時間で引き継ぎをするものですから、うまく引き継ぎができない部分がございまして、端的に言えば納付書を送っていないとか、そういうケースがちょっとございました。そのため年に年度内の納付がちょっとかなわなかつたということでございますので、引き続きこういうことがないようにしっかり引き継ぎができるように今後とも努めていきたいと考えてございます。

○委員長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、私から22ページの社会教育施設使用料のマイナス600円についてご説明申し上げます。

実は、これは学校の体育館の使用料600円分でございました。そして、出納閉鎖時期が近いときでございました。1つの団体に催促をしておりまして、納付書を発行したんですけども、たまたま違う方々から納付が600円ずつありました。しかしながら、出納閉鎖時期までに歳入からの誤りの部分の調整がつかなかつたものですから、ここでマイナス600円という現象が発生してしまいました。その後、29年度予算、歳出の社会教育費のほうでこの600円を23節償還金利子割引料のほうでもうお返ししている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうしますと、道路使用料はいずれ解決すると。一時的な事務手続でこういう形になったということでございますね。

それから、600円でございますが、これも重複して納入したと。したがって、一方の納入された方に還付をすると。了解しました。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。1点だけお伺いいたします。

17ページ、10款交通安全対策特別交付金についてお伺いいたします。この交通分でして、150万から調定額100万ちょっとになったその状況というか、この特別交付金自体、何か交通違反の罰金で言わないで反則金と言うんですか、そういったやつが原資でなっているということなんですねけれども、どういった形だったのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 10款交通安全対策特別交付金でございますが、この交付金につきましては委員のご質問のとおり、交通反則金が元手になっております。その配分につきましては、その自治体の交通量と交通事故発生率に対してお金が配分されるというところで、事故が少ないからたくさんもらえるとか、反則をたくさんしたからもらえるというものではなくて、交通の状況と事故の状況に合わせて配分されるというものでございます。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私、反則した人が少ないから減ったんじゃないかという思いだったんですけども、いろんな何点かの要素で決定、県自体にも入るみたいなんですけれども、そこでわかりました。そこで関連になると思うんですけども、交通安全ということで、三陸道ができて、三陸道初め398号のトンネルの中の電気なんですねけれども、水界のやつはもうほとんど1割ぐらいしかついていなくて、そういったやつはどういった感じで申し出ていくというか、改善を関係の省とかに促していくのか。水界だけかと思ったら、今度できた三陸道も、私余り乗らないんですけども、いつも津山のほうなので、今度できた長いトンネルのほうも何か最初入り口のほうがいっぱい切れていて、出口のほうは、あれ入るときに明るいと何か乗りやすいというか、そういった動きもあったものですから、管理のほうへの電気をつける働きかけというのは今後どのように考えているのか、関連ですけれども、お伺いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） まず、一般国道の部分については、水界等の部分については気仙沼国道事務所が道路管理者になります。あと三陸道については、三陸道道路事務所というのが県のほうでございますので、そちらが管理者になります。

要望等については直接でも構いませんし、危機管理課に言っていただければ、うちを通じて要望等は上げたいと思います。

先日ご指摘をいただいた三陸道のふたの部分については、一応県のほうに申し出て、今度書面で提出をする予定でございます。以上です。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。1件、聞き逃しましたので、22ページです。1節社会教育施設使用料と、その下の2節保健体育施設使用料の中で、不納欠損額がそれぞれ出ております。なぜこの不納欠損にしたのか、その理由をお聞かせください。

なお、その下の保健体育施設使用料については、内訳が書いておりません。この辺の内訳もご説明願います。

○委員長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） まず、社会教育施設使用料の不納欠損額でございますが、これは志津川公民館と歌津公民館の使用料でございまして、これは震災によって不明金、どうしても判明できなかった部分を欠損させていただいたものでございます。

それから、保健体育施設使用料でございますけれども、これはスポーツ交流村での映画上映していただいたところの会社の分を不納欠損させてもらった分でございます。というのは、この負担金を納めて会場使用料を納めていただくはずでございましたが、この会社が倒産されたということにして、その状況下から何分にも徴収ができないという判断のもとにここで不納欠損させてもらったという状況でございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 そうすると、震災前の公民館使用料、学校施設使用料だったので、切符を出している人たちがわからなくなつて、納入する方がわからなくなつたということで、震災後7年たつて欠損処分するわけですけれども、そうだったら皆さん住宅料などにも言えることなんですけれども、5年ぐらいで不納欠損、わからないのであればしてもよかつたのかなと思いましたけれども、これは了解いたしました。

それから、映画会社が倒産したということで、この会社がどういう会社なのかというのは見えていないから、貸す側にとってもそこまで見えていれば貸さないんでしょうけれども、それはいたし方ないのかなという判断に立つわけです。

わかりました。以上、終わります。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから36ページまでの質疑を行います。ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

次に、15款財産収入から20款町債まで、35ページから50ページまでの質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 たびたび立って申しわけないんですが、決算でございますので、若干お伺いします。

44ページでございます。雑入の下段のほうに社会福祉協議会事務室光熱水費、さらには病院の売店光熱水費という額が載っております。これは病院庁舎内の光熱水費の応分の負担ということで雑入に入っていると思いますが、この根拠ですね。面積とか、いろんな一つの案分があるんだろうと思いますが、どういう形になってこういう雑入の状況になっているのか、ちょっと確認したいと思います。

それから、46ページ、農林水産業費の雑入と教育費の雑入に河川災害復旧事業物件移転補償費、それから地域スポーツ施設整備助成金と、相当大きい額が載っております。この内容を確認の意味でお伺いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 2目雑入の社会福祉協議会事務室光熱水費、それから南三陸病院売店光熱水費についてのご質問についてお答えいたします。

この光熱水費につきましては、電気料につきましては子メーターを設けて、その読み取りを毎月行って、それによって算出しております。それから水道料につきましては、病院施設については中水を使用するということで、雨が降った場合については水道料は出てこないんですが、雨が降らないと水道料が発生するという変動するような水道料がありまして、その関係で社会福祉協議会、病院の売店につきましては水道の基本料金相当を基本として水道料としていただいている、その合算額でございます。

○委員長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（三浦勝美君） それでは、46ページの教育費雑入の地域スポーツ施設整備助成金4,600万円のご説明を申し上げます。

これは平成の森の野球場の整備に係る助成金でございまして、助成先としてはスポーツ振興くじからの助成でございます。芝整備の部分としていただいている金額でございます。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 農林水産課長。

○農林水産課長（及川 明君） 同じく、46ページの河川災害復旧事業物件移転補償費でござい

ますが、河川工事で移転が余儀なくされました水尻ふ化場の分でございます。

○委員長（後藤清喜君） ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 36ページ、15款の財産収入の中です。1目財産貸付収入でも不納欠損額21万6,000円出ております。そして、収入未済額が4万2,781円と出ております。不納欠損額と未済額、どうして未収が出たのか、その辺、要因をお聞かせください。

それから、38ページの16款寄附金の2目総務費寄附金、台湾からの寄附ということで先ほどご説明がありましたけれども、その中の総務管理費寄附金の中のふるさと納税寄附金、震災復興寄附金、まちひとしごと創生寄附金とありますけれども、このまちひとしごと創生寄附金1,580万ありますけれども、これの内容をお伺いいたします。まずもって、この2点お伺いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 15款財産収入の中の土地建物貸付収入につきまして、不納欠損額と収入未済額の発生についてでございます。不納欠損につきましては、漁港駐車場の過年度分について先ほど来から不納欠損の説明しております、震災から5年たって、その相手方がわからないというところでの不納欠損の分というところになります。

それから、未収の額4万2,000円につきましては、実は納入すべき方が盜難等の災害に遭われて、延納の申し出がありまして、ぎりぎりで5月まで留保してやっておりましたが、保険金がおりるということがありまして、その時期を待っておりましたが、5月をまたいでしまって6月に納入があったために、この額が未収という額になっております。したがいまして、現在ではこの額については収納されているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） まちひとしごと創生寄附金についてお尋ねがございました。この寄附金につきましては、企業版ふるさと納税ということで、昨年度から発足した制度を利用しているんですが、その分、7件の寄附金を合計したものをここに計上させていただいております。

以上です。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点目については、6月になって入ったということで29年度に収納されたものと解します。了解しました。

その次のまちひとしごと創生寄附金ですが、ただいまのご説明ですと企業版で7件の寄附金ということなんですねけれども、これは企業版のほうは毎年これからは受け付けしているわけなんですねけれども、歳出に28年度は出てくるのかなと思われますけれども、今後ともこういう寄附金をどのような使い道、町として使っていくのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（後藤清喜君）　震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君）　お答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、既に町で行う特定の事業に対してぜひ支援をお願いしたいということでお願いして寄附をいただいているものでございますので、いただいた後何でも自由に使っていいということではございませんで、特定の事業のためにお約束どおり使わせていただくという形になっております。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　済みません、そこをもう少し具体的に、何でもいいのではなくて、縛りがありますよというご答弁のようですねけれども、28年度歳出で出てくるかと思われますけれども、今のこの場でできる範囲でどういうものに使っているかということをお答えください。

○委員長（後藤清喜君）　震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君）　そうしましたら、決算書の68ページをごらんいただきたいんですが、こちらの14目地方創生推進費の中の例えば大きいものでいいますと13節委託料、これの一番下、地域資源ブランド化推進事業委託料というのがございますが、大きくなっていますとこれに充てられております。

以上です。

○委員長（後藤清喜君）　及川幸子委員。

○及川幸子委員　寄附金が1,580万でございますね。それ以上の事業を歳出では1,764万と額をオーバーしておりますけれども、この不足分についてはどれで充てているんでしょうか。この事業の結果というものは、どういう実績……

○委員長（後藤清喜君）　及川委員、これは歳出で聞いてください。

○及川幸子委員　いいです、歳出でいきます。ありがとうございました。

○委員長（後藤清喜君）　ほかにございませんか。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員　ちょっと確認します。44ページの中段のちょっと下に、東京電力損害賠償金とありますけれども、今、賠償を受けている損害の中身はどんなものになっているでしょう

か。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） お答えいたします。

4つほどございます。上水の水質検査に係る経費、汚染牧草保管に係る経費、焼却灰一時保管に係る経費、焼却灰の放射能測定に係る経費など、それぞれ関連の町で持ち出しして行ったものに対しての支弁でございます。

○委員長（後藤清喜君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 この損害賠償というのはいつまでとかという期限とかは言われているんでしようか。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現在のところ、特に期限を定めてはございません。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。2点ほどお伺いいたします。

38ページ、私もふるさと納税の寄附金について伺います。当町では大丈夫だと思うんですけども、返礼品について、総務省等から指導のほどはないのか。あと、現在どういったものを返礼品にしているのか、お伺いいたします。

第2点目、46ページ、3節、一番上の狂犬病予防注射について94万と収入がありますけれども、震災後6年半、ペット事情というか、どのような形で推移しているのか、伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 歳出予算にも関連がありますが、当町はご存じのとおり、海産物の詰め合わせを送っております。

それから、返礼品に対する国からの指導というところですが、全くないわけではないのですが、一番当町は金額の低い返礼品の単価は前3,000円というのがございました。前の制度ですと、5,000円を仮に寄附した方にも3,000円のお返しをやっていたと。それを率に直しますと60%のお返しの率になると。その部分について、南三陸町で少し検討していただきたいという指導がある程度でございます。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 私からは、狂犬病予防注射に関して、犬の、ペットの飼育状況ということでございますが、ご存じのとおり犬の把握をしているということでございます

が、25年度650頭が28年度で550頭まで100頭ほど毎年減少しているような状況になってござります。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 返礼品に関しては、返礼品の率で60%ということでわかったんですけれども、先ほど答弁で海のものが当然中心なんでしょうけれども、山のものも以前織り交ぜていたようなんですけれども、そのところを再度伺いたいと思います。

ペットに関してはだんだん減少傾向ということでわかったんですけれども、そこで公営住宅も整備されて、公営住宅に入っているペットの数というか、どれぐらいなのか。あと、公営住宅初め商店街等もそうなんですけれども、ペット専用の運動場というんですか、そういうものの設置の整備の考えが少しでもあつたら伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 失礼いたしました。海のものだけではなくて、山、里、そういうものをプランとしてやっております。

○委員長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（佐藤和則君） 私のほうでは、飼育できる棟があるということではあるんですが、実際の飼育頭数まではちょっと把握してございません。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅にはペット可能の住居とそうでない住居がございます。ただ、ペット可能の住居に住んでいる人が全員ペットを飼っているかというとそうではないので、もし把握するとなれば一軒一軒調査をしないと正確な数字は出てこないと思っています。

○委員長（後藤清喜君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） ペットの運動場ということで、委員がおっしゃるのは多分ドッグランということだと思われるんですが、現状の商店街の施設内への配置というのは現在検討はされていないということになりますので、今後その他の施設の中でもし要望があれば検討はしてまいりたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 ふるさと納税に関しては歳出もありますので、わかりました。

そこで、ペットに関してなんですけれども、公営住宅は把握していないということなんですけれども、飼いづらい状況にはなっていないのかどうか、そのところをもう一度だけ確認

したいと思います。

運動場に関しては、そういう要望があるのかないのか、現在ないと。それは商店街に限らず、公営住宅等の近くに公園等もそういった形で、専用ではなくとも整備する必要があると思うんですけれども、その点に関してもう一度だけ伺いたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 委員がおっしゃる飼いづらい状況というのはよく理解できないんですが、入居説明会の中でこここの住棟に関してはペットを飼うことができますと、いずれここに入居すれば好むと好まざるとかかわらず、ペットを飼っている方が周りにいらっしゃいますというご説明を申し上げています。当然ペットの嫌いな方はそこを選択いたしませんし、それと現在ペットは飼っていないけれども将来的に飼える可能性だけは持ちたいという方も入っていらっしゃいます。一般的にはペットを飼うことに対する理解のある方がその戸内に住んでいらっしゃると理解しておりますので、余り住民感情的にペットが飼いづらいということはないかなと理解しています。

○委員長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出の審査に入ります。

審査は、款ごとに区切って行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、1款議会費、51ページから54ページの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、議会費でございます。

51ページから54ページでございますけれども、平成28年度の支出済み額が1億1,128万1,806円となっておりまして、前年度と比較しまして580万円ほど減となっております。予算の執行率は97.7%であります。議会費が減となった主な要因でございますが、4節共済費の議員共済会負担金が減となったことがその理由でございます。

平成28年度の議会の開催状況でございますが、定例会と臨時会合わせて9回、会議日数37日、議案審議につきましては190件、一般質問は24人の48件の通告を受けたところであります。

なお、委員会の活動状況、視察受け入れ状況につきましては、附表の39ページ、40ページを

参照いただきたいと思います。

以上で説明とさせていただきます。

○委員長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費、53ページから78ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 53、54ページをお開き願います。

まず、総務費の中の一般管理費でございますが、これは内部管理費でございます。執行率が93.0%、前年対比で3.7%の減となってございます。不用額が大きく、1億800万ほど出ております。内容的に大きなものは、58ページになりますが、負担金補助金の中で災害対策長期派遣職員の負担金として7億2,600万出ておりますが、ここの費目で8,400万ほどの不用額が生じました。こちらは年度またぎでの精算が多くなる関係で、不足が出ては先方に大変ご迷惑をおかけすることからの最低必要な予算を一定程度余裕を持ってとらせていただいたという事情からでございます。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 57ページをお開きください。2目文書広報費でございますが、これは広報みなみさんりく発行に要する経費でございます。2,320万ほどで、前年とほぼ同額であります。発行部数は毎月5,500部であります。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 3目財政管理費につきましては、予算の執行率93.8%でございます。以上です。

○委員長（後藤清喜君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（三浦清隆君） 4目会計管理費でございます。事務経費でございます。執行率86.6%、対前年比マイナス41.2%で決算いたしました。

○委員長（後藤清喜君） 管財課長。

○管財課長（佐藤正文君） 5目財産管理費です。執行率につきましては95.2%、前年対比で75.3%の減となっております。主な内容といたしましては、27年度、財政調整基金10億円がありました。その分が28年度ないために減となります。

以上です。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 60ページから、6目企画費でございます。次のページにかけてでございますが、各種委員会関係の報酬、それから広域組合の事務費の負担金をこの科目で取り扱ってございます。決算額につきましては、前年とほぼ同規模でございます。終わります。

○委員長（後藤清喜君） 総合支所長。

○総合支所長（阿部修治君） 61ページ、7目総合支所管理費でございます。内容につきましては、総合支所仮設事務所分の庁舎管理費用となってございます。対前年度比につきましては81%のマイナスとなってございます。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（村田保幸君） 8目交通安全対策費です。支出済み額421万5,635円、前年比67万3,266円、13.7%のマイナスでございます。主要事業は交通安全施設整備工事で、町内6カ所にカーブミラーを設置しております。

9目防犯対策費、支出済み額441万1,923円、前年比91万2,210円、プラス26%でございます。主要事業は防犯灯の設置管理でございます。

10目危機管理対策費、支出済み額310万9,124円、前年比69万9,727円、マイナス18%でございます。主要事業はハザードマップの作成、携帯衛星電話の使用料等になります。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 次に、11目からでございます。電子計算費、役場の行政サービスのほとんど今電算システムで対応してございます。それに係る所要の経費というところで、システム関連の賃借料あるいは委託料が主なものになってございます。

ページをめくっていただきまして、65ページ、12目まちづくり推進費であります。こちらはふるさと納税、先ほどご質問もありましたが、ふるさと納税の報償費、それから志津川駅の整備、おらほのまちづくり補助等々、ソフト事業を中心としてございます。

その下、13目地域交通対策費でありますが、これは町内を走るバスの運行の費用でございます。ほぼ前年と同額となってございます。

以上です。

○委員長（後藤清喜君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） 続きまして、14目地方創生推進費でございます。支出済み額4,977万7,927円、前年度は7,736万9,604円でございますので、2,700万円余り減、マイナス35.7%となっております。

経費の主な内容といたしましては、大きなものだけをご説明いたしますが、先ほど及川委員からもご質問がありました地域資源ブランド化推進事業、これは昨年度から行っている事業でございますが、これが幾つかの節に分割で計上されておりまして、地域資源ブランド化推進事業のための委員会の委員の謝金でありますとか、あるいは委託料、事業を行うための委託です。それから、一番下、負担金補助のところの南三陸町森里海協働基盤整備支援事業費補助金、これも先ほどの企業版ふるさと納税を見込んで計上しているものでございます。あと大きいものといたしましては、13節委託料の中の移住相談支援業務委託料が移住窓口の設置費用等でございます。

ご説明としては以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） 1項1目税務総務費でございます。町税等の賦課徴収に要する職員の人事費でございます。支出済み額5,397万ほどで、対前年度比98.92%です。

めくっていただきまして、2目賦課徴収費でございます。支出済み額3,269万ほどで、対前年度比108.37%です。主な内容ですけれども、13節の委託料ですが、不動産鑑定業務で460万ほどですが、30年度評価替えに係る不動産鑑定を行いました。それから、土地評価等業務委託645万は防災集団移転団地で路線価を付設したものでございます。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、窓口の戸籍住民基本台帳事務とその事務に要する職員の人事費でございます。支出済み額は4,425万ほどでございまして、対前年度比は95.91%です。支出の主なものは戸籍総合システム、住基ネットシステムに係る経費でございます。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 4項選挙費でございます。1目選挙管理委員会費は執行率97%で、事務局に係る人事費でございます。2目参議院選挙費でございますが、28年7月10日実施されまして、予算の執行率99.8%でございます。3目宮城海区漁業調整委員会委員一般選挙費でございますが、こちらは98.7%の執行率でございます。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 75ページをお開きください。5項統計調査費で、1目、2目両方説明させていただきますが、統計事務の所要の経費なんですけれども、41万の決算となってございますが、1年前、27年度の決算のときはここに1,100万ほどの決算数字が載ってございましたが、ご存じのとおり、27年度は国勢調査があったことから経費が多かったと。28年度は大きな調査がなかったことから、41万円の決算となったものであります。

以上です。

○委員長（後藤清喜君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐藤孝志君） それでは、監査委員費でございますけれども、支出済み額が621万3,560円と、前年度と比較しますと64万円ほど減となっております。予算の執行率は92.7%でございます。決算額につきましては、監査に係る所要経費となっております。

以上です。

○委員長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 今、総務費について、各所管課長より細部説明をいただいたわけです。総務に限ったわけではありませんが、総括的な観点から申し上げたいと思います。

本年度より、28年度決算より、私がかねてより申し上げておりました不用額調書、非常に明確に附表の26ページから出ております。大体これでわかるわけでございますが、出せば出してまた言うという形で申しわけございませんが、この内容を見ますと、相当予算管理をすれば、先ほど来、執行率云々かんぬん言っておりますが、予算管理、昔の私の覚えで言えば、単一予算主義の原則といいますか、法的にはそうなるわけでございますが、そのために四半期ごとに補正というものがあるわけでございまして、その予算管理を十二分にやれば、執行管理ですね、この中身を読みますと、大分そういう部分が見受けられるんではなかろうかと私は思うわけでございます。

したがいまして、そこでお伺いするんですが、各担当課には支出負担行為の担当がいるんだろうと思いますが、総務課長、そういう予算管理の会議というものはどのような体制でやっているのか、そこをまずもってお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 現状、復興事業という性格がこれまで予算の執行率あるいは不用額を多く残してしまってきているということは現状否定できないわけでございますけれども、これまでも委員を初め議会から適正な予算管理という部分についてはご意見を頂戴してまい

っておりますので、全体組織的なところとしては連絡調整会議でありますとか、あるいは序議の際に議案になる前の段階で適正な予算の管理、執行についての指示は出しているんですけども、細かなところで十分行き届いていない部分もあるかと思いますので、その点は踏まえて一層今後適正を図ってまいりたいと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 復興事業中だからしようがないではなくて、原則的に私が申し上げましたように単一予算主義の原則というものがあるわけですから、やはりその都度、執行状況、執行計画、事業計画、そういうものを照らし合わせていけば、四半期ごとにある程度は整理できるんだろうと思います。そうしますと、さっきから論議が出ております執行率、執行しかねたということではなくて、その都度整理すればその数字が大分下回ってくるのではなかろうかと思いますが、総務課長、その辺もう一回。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 総務課の予算の中でも実は不用額があつたりしているわけで、その点も踏まえて、年度末最終補正でも派遣に係る人件費などは今回で申しますと約3億円を予算減しているんですけれども、全体予算規模がどうしても多い中で、その派遣をいただいている組織、団体からの出納閉鎖時期に請求書を頂戴するわけですが、そこで万が一にも不足が出ると整理がつかない、先方に本当にご迷惑をおかけしてしまうというようなことから、どうしても担当としますと含みを持った備えをしてしまっている部分がございます。

いずれ、そういったところも今後派遣をいただく人数が絞られてまいりますので、誤差という部分も少なくはなってまいるとは思うんですけども、委員おっしゃる部分はそれらも踏まえた上でさらにということでしょうから、一層そこはそれぞれの部署をもってできる整理をしっかりとやってまいりたいと思っております。

○委員長（後藤清喜君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 総務課長、そこを踏まえてさらにでなくて、そういう流動的な事業については何もこれは執行したいとき予算がなかったら大変ですから、四半期ごとに見直していくべき計画どおり経過と照らし合わせてやっていけば相当スリムになるんではないですかと、そうすれば執行率も相当上がるんじゃないですかと、結果的には。そういう予算管理というのが必要ではないですかということを私言いたいんです。いかがですか。

○委員長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） おっしゃるとおりだと思います。そこは、その折々のタイミングで

しっかり指示を出してまいります。

○佐藤宣明委員 ほかにございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 前委員に引き続きまして、私も同感でございます。執行率を見ますと70から80ということで、90%以上の執行率になっている款が今までの中でございませんでした。そしてまた、この附表を見ますと100万円以上の不用額が出ております。過年度不用額が出ております。こうしたことを踏まえて、2年後には復興予算がなくなってしまうので、通常予算だけになりますから、もうそろそろここで95%以上の執行率を望むものであります。

66ページの13目地域交通対策費の中で3,858万8,000円、これ町内バスのご説明でした。その中で146万3,000円の不用額が出ております。このご説明と、毎年この町内バスを走らせるのに、この間も一般質問でお話ししましたけれども、CSCさん、仙台の業者さんが運行経路、そして時刻表をつくっていくというお話を聞いていましたけれども、たびたびその会社、検討委員会でも見直しを話しているんだけれども、町に聞いてもらえないで、そういうお話でしたので私が一般質問いたしましたけれども、ここの詳細、不用額を出した理由をお伺いいたします。

それから、先ほど歳入で申し上げました地域移住相談支援事業、それから地域おこし協力隊、それから地域資源ブランド化推進事業委託料、先ほど大まかな説明がございましたけれども、これが町にとってどのような効果があったのか、そして引き続きこれをやっていくのか、その辺お伺いします。もう少し具体的な説明をお願いいたします。

それから、次の70ページ、3項戸籍住民基本台帳費の中で111万の繰越明許が出ております。これは28年度で残して29年度に繰り越しした額だと思われますけれども、どういうものだったのか、繰り越しした理由ですね、その辺お伺いいたします。

それから、次の72ページの19節負担金補助及び交付金です。この中の通知カード個人番号カード関連事務費交付金211万1,000円とありますけれども、今この通知カードはどの程度普及して、今後も町民にとってこれがどの程度のメリットがあるか、この211万の内訳をお伺いします。そしてまた、ここでも繰越明許111万1,000円出ております。この内容をお伺いします。

○委員長（後藤清喜君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まず、バスの関係でございますが、町とバス運行事業者が協定を結んでございます。定期的にバス運行事業者より運行経費の請求が参るんですけども、これは1年間の運行の実績に基づいた支払いということから、結果として130万ほどの不用額にな

ったものでございますが、支出済み額3,850万という中での130万の不用の分につきましてはおおむね予定どおりかなというところで捉えております。

それから、コンサルティング会社の仕事と、それから利用者のいろいろな声あるいは不便という部分はコンサルティング会社がうまくコーディネートしていないのではないかというところではありますが、ここは事業の骨格をなす行政側とバスの事業者との間で細かく整理をしていきたいと思っておりますし、今後コンサル会社のほうにもそういったところに目を配るように指導していきたいと思います。

○委員長（後藤清喜君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まずもって繰越明許費なんですけれども、個人番号通知カードの国からの交付金なんですけれども、28年度で予定していた部分が国から繰り越ししてくださいという指示がありましたので繰り越しするという内容でございます。

それから、交付件数なんですけれども、年度末までで966件でした。現在は1,300件ほどになっております。今後もいろいろな形で個人番号が普及されていくと思いますので、次第にふえていくのではないかと考えております。

○委員長（後藤清喜君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 68ページの地方創生推進費の中の地域おこし協力隊につきましては当課で事務を所掌しますので、この辺について私から答弁をさせていただきたいと思います。

この制度につきましては、平成28年度から当町では導入いたしました。制度的には全国的に使われている制度でございまして、当町といたしましては移住・定住という観点から、町長の概要説明の中でもありましたとおり、この観点からこの事業の導入を推進してまいりました。28年度につきましては、2名の方々が都市部から本町に住民票を異動していただきまして、会員として本年度も引き続き活動していただいているということでございます。

この制度をきっかけといたしまして、当町に移住というところをしていただきまして、しっかりと、ただ移住ということだけではなくて、この地での産業と結びついていただいて、この地でしっかりと事業として起業を目指していただくという観点で当課でかかわりを持たせていただいておりますので、今後も引き続き、29年度も隊員の募集をしてございますので、積極的に活用を図って当町の移住・定住について推進してまいりたいと考えております。

○委員長（後藤清喜君） 震災復興企画調整監。

○震災復興企画調整監（橋本貴宏君） それでは、残りの移住相談支援業務委託料及び地域資源

ブランド化推進事業委託料、この2つについて私からご説明させていただきます。

移住相談支援業務委託料につきましては、移住総合窓口ということで旧第二庁舎、診療所があつたところですね、そこに移住総合窓口を設けておりまして、その窓口の運営の委託ということで、それを主な内容としております。

それから、地域資源ブランド化推進事業委託料でございますが、こちらも昨年度から行っている事業でございまして、少し説明を詳しくすると長くなってしまうんですが、ごくごく簡単に説明いたしますと、南三陸町に存在する地域資源、A F CとかF S C認証の木材とか、そういうものを活用しながら、それらのブランド化を図り、1次産業に従事する方々が潤うような仕組みをつくれないかということで昨年度から行っている事業でございます。

そこにおきまして、ブランド化といつても一朝一夕に行えるものではございませんので、町内の有識者の方々等を集めまして会議を開いていただいたり、そういうところでブランド化の方向性を検討していただいたところでございます。そういう検討に係る費用とか、あるいは会議のための諸経費であったり、あとは地域資源の中には当然南三陸町の人的資源も含まれますが、そういう人材育成セミナーの開催経費といったものもこの中に含まれております。内容といたしましては以上でございます。

もう一点、今後も行っていくのかというところでございますが、これらにつきましては同様の取り組みを29年度予算においても計上させていただいた上、行っているところでございます。30年度以降につきましては、今後議論を重ねてまいるところかと思います。

以上でございます。

○委員長（後藤清喜君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 るる説明がありましたけれども、まずもってバスについては少し、C S Cですか、仙台の業者さんがどんなかかわりをしているのか、そしてまた、この委託事業の中でどの程度のお金が委託業者に支払われているのか、権限がどこまでなのか、その辺、このぐらい3,800万もかけて運行しているバスです。町内の皆さんに広く利用されないと、この額が生きてこられないわけです。もう少しその辺をうまい回し方、そしてうまい距離、運賃、そういうものを目指さなければならぬんだと思います。一番は町民にどのようなメリットがあるのかということを考えていくには、ここをもう少し掘り下げて見直しなどをしていかなければならぬのかなと思いますので、その辺のかかわりをお願いします。

それから、62ページの、ここ言い忘れたことですけれども、9目防犯対策費の中で15節工事請負費40万3,548円の不用額を出しておきました防犯灯設置工事なんですけれども、これもこ

の額であればもう1灯2灯つけられたのかなと思われますけれども、どうしてこういう不用額を出したのか、お願いします。

それから、ただいまの答弁の68ページの関係ですけれども、移住相談支援業務委託料1,200万、これらをもろもろ計算しますと3,800万ほどの支出があります。そして、この効果というものの、事業をやりました、大枚をかけてこういうことをやっていますけれども、その効果というものが見えてこない。今お伺いしますと、地域おこし協力隊事業推進業務委託料750万かけて2名の人が協力隊で来ていただいているといいますけれども、これはどこに委託して、3,800万をどこの業者に委託してやっていたか。29年度も予算にあるということなんですけれども、引き続きやるということなんですけれども、その辺。移住相談支援業務委託料1,280万、これ第二庁舎のほうでやっていると言うんですけども、委託しているのはどこに委託してやっているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（後藤清喜君） 3番及川幸子委員の質問中なんですけれども、ちょっと時間がかかりそうなので、きょうはここで。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明20日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明20日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時50分 延会